

大分県・地域情報化の普及啓発情報誌 [ハイパーフラッシュ]

HYPER FLASH

SEPTEMBER 2009 **vol.45**

連載

海外の情報化動向

ドメイン名の最新動向

「.日本」「.大分」「.スポーツ」、など実現へ

特集

韓国における最新動向

国民に感動を与える電子政府と電子自治体を目指して

CONTENTS

連載 海外の情報化動向

ドメイン名の最新動向 「.日本」「.大分」「.スポーツ」、など実現へ

財団法人ハイパーネットワーク社会研究所 副所長

会津 泉

1

特集 韓国における最新動向

国民に感動を与える電子政府と電子自治体を目指して

e-Corporation.JP President C.E.O

ヨム ジュンスン
廉 宗淳

3

共同研究レポート 韓国定期通信

韓国のウェブアクセシビリティの現状 — 「障害なきデジタル世界」の実現に向けて—

韓国地域情報開発院 (KLID)

6

ネットにおける実名公開のススメ ネットモラル向上のために

財団法人ハイパーネットワーク社会研究所 主任研究員

菊池 達哉

12

ネットあんしんセンター開設！

財団法人ハイパーネットワーク社会研究所 研究コーディネーター 松山 啓介

14

報告

第60回ハイパーフォーラム

16

トピックス

インターネットと人権 ～ネット社会のモラル教育～

17

ドメイン名の最新動向

「.日本」「.大分」「.スポーツ」、など実現へ

財団法人ハイパーネットワーク社会研究所

副所長 会津 泉

今回は、インターネットのドメイン名についての日本と世界の最新の動きを報告しよう。

普段便利に使っているメールやウェブだが、背後でネット上の住所=アドレスが全世界共通の仕組みで動いている。ネットのアドレスには、ご存知のように、数字による「IPアドレス」と、文字による「ドメイン名」の二種類ある。ドメイン名は階層化され、最上層は「トップレベルドメイン(TLD)」と呼ばれる。

■■■ グローバルな動き、新TLD導入へ

TLDにはこれまでは英文字と数字しか使えなかったが、インターネットのアドレスなどを管理する国際組織であるICANN (Internet Corporation for Assigned Names and Numbers) が、2008年に漢字をはじめハングル、ロシア文字、タイ文字など、英数字以外の様々な文字を導入することを決め、その準備が進められてきた。

そして早ければ来年前半にも、まず「.日本」など多国文字による国別TLDが実現する見込みとなった。続けて、国別以外の汎用TLDの開放も予定され、たとえば「.sports」「.music」「.café」など一般名詞によるTLDも原則解禁される。「.大分」「.京都」などの地名や、特定企業のブランドや商品名も、所定の手続きに沿って申請して認められればTLDとして使えるようになる。

ユーザーには、使えるドメイン名の選択肢が広がるため、一般に歓迎する声強い。反面、よく似たドメイン名が増えて紛争になる可能性が高くなることから、自社の登録商標を守りたい企業などからの懸念の声も無視できない。

そもそも国別TLDは誰が運営すべきか。国家か民間か。その運営主体は誰が認めるのか。この問題は世界情報社会サミットなどの場で国際的な論争の焦点となってきた。いわゆる「インターネットガバナンス」問題である。

国別TLDの選定・変更は、まず各国の主体がICANNに申請し、ICANNは必要な要件が満たされていることを確認したうえで、米国政府に最終承認を求めるという仕組みになっている。インターネットの歴史的な経緯から、ICANNは米国政府との間の法的契約関係に縛られている。実際問題として、米国政府が各国の申請を政治的な理由で拒否した事実はこれまでなかったが、議論は依然続いている。

■■■ 「.日本」は誰が運営すべきか

ICANNの新TLD導入の動きを受けて、日本語による新たな国別TLDをどうするか、日本の関係者の中で検討が始められた。

日本の既存の国別TLD「.jp」は、日本のインターネットの導入を推進した関係者らが設立した社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター (JPNIC) が運用してきた。しかし、2000年のドットコムブームの影響を受け、JPNICは公益法人では機動的な経営が難しいなどの理由で、民間会社JPRSを設立し、2003年に「.jp」の管理運用をJPRSに移管することにし、政府もこれを承認した。

「.jp」には、価格が国際水準より高いといった批判がある一方、スパムやフィッシングなどの悪用が少なく、品質が高いという声もある。

■■■ 情報通信審議会での審議、答申出される

総務省は、関係者の意見を踏まえて、「.日本」の公益性を重視し、とくに管理運用事業者をICANNに推薦する責任があることから、情報通信審議会での検討することにした。

その結果、昨年11月から情報通信審議会情報通信政策部会のインターネット基盤委員会で、学識者、消費者、経済団体、メディアなど利用者代表による専門委員に、インターネット関係の事業者がオブザーバーとして加わり、文字列、管理運営事業者の選考方法などについて審議し、パブコメを経て、今年6月に以下を骨子とする報告書がとりまとめられた。

- ・日本語の国別TLDは「.日本」が望ましい
- ・「.日本」の管理運営事業者の選定は、民間の関係者により公正・中立に行われるべきである。政府はその結果に基づきICANNに推薦する
- ・「.日本」の管理運営事業者の監督も、同協議会が行うことが望ましい
- ・「地名ドメイン」の導入について、自治体・地域の関係者に同協議会が対応することが望ましい

つまり、「.日本」の管理運用事業者については、ドメイン名の利用の多様性を促進し、市場の活性化を図るべきだとして、広く公募し、公正なプロセスによる審査で選定すべきだという方向で一致した。また選定の主体は、これまで日本のインターネットが民間中心で発展してきたことから、民間の関係者などによる協議会が中立公平な選定委員会を作って審査するという事で意見が一致した。

既存事業者であるJPRSが申請することは認められたが、審査の際に新規事業者が不利にならないようにするという条件が付加された。

7月10日、情報通信審議会は総会を開き、総務大臣にこの報告書に基づく答申を行った。

■■■ 民間協議会発足へ、準備進む

こうした流れに沿って、インターネット基盤委員会の構成員・オブザーバー有志が5月初めから様々な会合を重ね、7月16日、「日本インターネッ

トドメイン名協議会（仮称）」の発起人会が開かれた。これはインターネット協会、テレコムサービス協会、日本インターネットプロバイダー協会（JAIPA）の3者が呼びかけ、JPNICおよび当ハイパーネットワーク社会研究所も加わって準備会を構成し、発起人会には一般社団法人ECネットワークと同じく全国消費生活相談員協会が参加した。

発起人会では、7月下旬に説明会を開いて協議会のあり方について理解を求め、9月上旬の設立をめざすとしている。当面は任意団体として活動し、監督業務などの関係から法人化が必要となれば検討するという方針である。

■■■ 信頼をどう得るか、今後の課題

この協議会の当面の最大の課題は、「.日本」の運用管理事業者をどうやって公正・中立に選定するか、それだけの体制・信頼をどう得るか、ということだ。審査基準の大筋は、審議会答申に示されているが、具体的な内容や採点方法は決められていない。そこは協議会に委ねられる。

ドメイン名をユーザーに実際に販売する小売事業者（レジストラ）、ISPなどの関係者の信頼を得ること、何より、新たに運用管理事業者として名乗りを上げ、応募する主体をなるべく多く得ること、同時に利用者である国民全体の信頼を得ることが求められている。

なお、当研究所は2004年に設立されたインターネットガバナンス・タスクフォース（IGTF）の事務局を務めたが、IGTFは今回も参加しているインターネット協会、JAIPA、JPNICが主なメンバーで、今回の一連の動きにもIGTFでの経験が生かされている。

協議会の活動には地名ドメインへの対応も予定され、地域におけるネット利用の促進にかかわってきた研究所として、しっかり取り組む必要があるともいえる。

★参考：情報通信審議会答申

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/sokai/16403.html

国民に感動を与える電子政府と 電子自治体を目指して



Youm jongsun ヨム ジョンスン 廉 宗 淳

e-Corporation.JP President C.E.O
yomutaku@e-corporation.co.jp

行政機関は特別な理由がある場合を除き、行政機関の間で電子的に確認できる事項を国民に証明書など提出させることをさせてはならない（電子政府法2008年2.29 法律8852号2章2条）

電子政府・電子自治体が本格的に構築され、本当に生活が便利になり、その恩恵を肌で感じるようになった。特に国民の生活と直接関係の多い、各種証明書の発行や申請手続きが、インターネットを通じて可能になり、住民票など30種類の証明書の場合、自宅でもインターネットを通じて、電子申請し、その場でネットを通じて電子交付を受けるようになった。

また、市内の地下鉄駅やコンビニなどにも証明書自動交付機が設置され、いつでもどこでも証明書などを入手できるようになったので、わざわざ役所まで出向くことがなく、本当に便利な世の中に変わりつつある。特に昨年からはまったハナロサービスのおかげで、銀行には融資や本人確認など様々な手続きなどで、住民票や印鑑証明書などを提出していたが、今は本人の承諾があれば、銀行の窓口でも、銀行の端末と国のシステムと接続して、住民票や印鑑証明書を発行するか、照会することが選択でき、手続きを済ませるようになった。国民の利便性向上に加え、銀行としてもいちいちお客様から提出される証明書が本物なのかを確認しなくてはならず、また提出された証明書

などは個人情報なので、管理などに非常に手間ひまがかかったのも事実であることから、銀行の業務効率化にもつながったのである。

ところが、先日、政府から私宛に一通の電子メールが送られてきた。メールの中身をみたら、ある役所で、私の印鑑証明書が発行されたので確認のメールを送りますとの内容であった。要するに、私自身が印鑑証明書の発給を受けたか、だれかに発給を委任していたら、何のこともない情報だが、頼んでなかったとしたら、非常に大切な情報であったに違いない。私は印鑑や身分証明書を親に任せていたので、親に確認をしたら、事情があって印鑑証明書を取ったということであった。何があったのか心配していたが、親が発行したと話を聞いて安心した。これらが本当の意味での、電子政府・電子自治体推進の恩恵かと思い、本当にうれしく思った記憶がある。

また、電子政府・電子自治体を進める前に、まず、今までの業務のあり方ややり方について、全面的に刷新をし、それに基づくシステムを作るようなプロセスを確立するように電子政府法が制定され、法律に準拠して進められている。

公務員の責務：（電子政府法2008年2.29 法律8852号1章5条）

① 公務員は担当している業務を電子的な処理に適

合するよう改善するために最大限努力を注がなければならない

- ② 公務員は担当業務の電子的な処理のために必要な情報通信技術活用能力を取得しなければならない

- ③ 公務員は電子的に業務を処理するために国民の便宜を行政機関の便宜より優先的に考慮しなければならない



BPR/ISP¹

10年間、電子政府・電子自治体を構築して、発展させてきた結果、各省庁や自治体ごとの行政サービスの高度化や業務効率化はある程度、成果を上げてきていたが、各省庁や自治体ごとの最適化としては、まだまだ改善する余地が大いに残されていた。

省庁中心の縦割り行政では、円滑な情報システムの連携による、国民本位の総合サービスの実現には、省庁の既得権死守という、高いハードルが存在していることから、なかなか前に進むことができない。それらを解決するため政府としては、その抵抗を無効化すべく、すべての中央省庁の情報システム部門を統合し、政府統合電算センターを創立、また各省庁のシステムを1か所にまとめて、物理的な統合を進めた。その結果、住民票をはじめ70種類の証明書をあらゆる役所に提出する必要がなくなり、国民の利便性も高くなる一方、今までこれらの証明書を発行していた公務員の仕事も減ることになり、大いにコスト削減効果と国民に対するサービスが向上されたと言える。

これらが日本の話であれば、読者の皆様もうれしいでしょうが、この話は日本ではなく、隣の国、韓国の電子政府の実情である。

ここ数年間、日本の新聞やテレビなどのマスコ

ミから、電子政府・電子自治体という言葉を見かける機会が多くなった。政府も電子政府・電子自治体の実現に総力を挙げて推進していることも事実であるだろう。しかし、国民の立場からみると、それほど、肌で感じられるほどサービスが良くなったわけではない。電子申請ができるようになったとか、電子納税ができるようになったとか、いろいろと聞こえてくる話もあるが、それほど国民の生活に響くものではない。それもそのはず、せっかく巨額をかけて作った電子申請システムの申請件数があまりにも少なく、また利用率が伸びるめどがつかないことから、ついに外務省のパスポートシステムなんかは中止に追い込まれたりしているのが実情である。

ここ数年間、韓国の電子政府予算の数倍を超える、10兆円近い予算を集中投下して、本日に至っているにもかかわらず、なぜ国民が肌でその恩恵を感じられるものになっていないのか？ それらの真の原因は何だろうか？ それらに対して、私は疑問を抱いている。そもそも電子自治体を進める立場におられる方こそが電子政府や電子自治体の定義を理解していないのではないだろうか？ 電子政府・電子自治体という言葉に対して、わかりやすい、明確な定義すらなく、大半の人々は、電子政府・電子自治体とは、なんとなく、行政業務を電算化

1 BPR: Business Process Re-Engineering/ISP: Information Strategy Planning

することや、各種の手続きが、役所まで行くことではなく、インターネットを使い申請ができるようになった、とのことに注目が集まっているのが現実ではないかと思う。それでは今後どのように進めれば、韓国に並ぶ、もしくは乗り越えるような電子政府・電子自治体を実現するのか？ 以下は韓国の電子政府法第2章電子政府の具現及び運営原則であるがこれらを参考に考え方を一新すればよいのではないかと思う。



第6条（国民便益中心の原則）行政機関の業務処理過程は業務を処理するにあたって国民が負担しなければならない時間と努力が最小化されるように設計されなければならない。

第7条（業務革新先行の原則）行政機関は業務を電子化しようとする場合にはあらかじめ業務及びこれと係わる業務の処理過程全般を電子的処理に相応しいように革新しなければならない。

第8条（電子的処理の原則）行政機関の主要業務は電子化されなければならないし、電子的処理の可能な業務は特別な事由がある場合を除き電子的に処理されなければならない。

第9条（行政情報公開の原則）行政機関が保有、管理する行政情報として国民生活に利益になる行政情報は法令の規定によって公開が制限される場合を除きインターネットを通じて積極的に公開されなければならない。

第10条（行政機関確認の原則）行政機関は特別な事由がある場合を除き行政機関間に電子的に確認することができる事項を国民に確認して提出するように要求してはならない。

第11条（行政情報共同利用の原則）行政機関は収集、保有している行政情報を要する他の行政機関と共同利用しなければならないし、他の行政機関から信頼し得る行政情報を提供受けることができる場合には等しい内容の情報を別に収集してはならない。

私自身、2000年から日本の電子政府・電子自治体関連コンサルティングにかかわってきた。現在は、佐賀県情報企画監、青森市情報政策調整監（CIO補佐官）、そして総務省電子政府専門員として、行政内部の一員の立場であり、佐賀県佐賀市役所、沖縄県浦添市役所などではコンサルタントとして、行政関連システムのコンサルティングやシステム構築を進めてきた立場でもある。その中で感じた一番大きい問題は、既得権を死守し、リスクを避けたい、責任を負いたくないと思うような、電子政府・電子自治体推進主体の自己中心的な考えではないか、と思っている。電子政府・電子自治体推進事業というのは、単なる情報システム構築事業ではなく、国家競争力に直結する非常に重要なプロジェクトであるという認識を持っていただかなければならないものだと思う。最後に1998年、経済危機に直面した韓国の大統領として就任した金大中氏の就任あいさつの一部を紹介し、私の話をまとめたいと思う。

「私の任期内に韓国の国民を世界の中で、一番コンピュータ活用能力が優れた国民にする」

韓国のウェブアクセシビリティの現状

—「障害なきデジタル世界」の実現に向けて—

韓国地域情報開発院 (KLID)

I. はじめに

ウェブが知識や情報を伝達するための重要な意思疎通のチャンネルとしてだけでなく、新しい付加価値の創出と良質の生活を営むための主な手段として活用され始めてから、全世界的にウェブアクセシビリティの問題が、社会問題化されている。

このウェブアクセシビリティとは、障害の有無や年齢などに影響されることなく、誰でも提供されるコンテンツに何ら追加の操作なしでも、あるいはウェブ上のテキスト・コンテンツを音声で朗読してくれる画面朗読プログラム (screen reader) と同じく、最小限の補助技術 (assistive technology) だけで自身が求める知識や情報へ自由自在にアクセスし、活用できることを保障することを言う。

2000年代初頭までは、社会・経済・地理的特性などにより、パソコンを所有している人とそうでない人との情報格差 (digital divide) が深刻な問題とされていた。(Bolt & Crawford, 2000; Compaine, 2001; Norris, 2001; Solomon, Allen, & Resta, 2003) しかし、1990年代後半からのパソコンの高スペック化・価格の急激な下落により、パソコン所有・非所有に起因する1次情報格差は、ある程度解消された。これと同時に、インターネットも着実に高速化し、ウェブコンテンツも多様化、良質化され、利用者層も急激に拡大されたのである。しかし、ウェブコンテンツの多様化、良質化にもかかわらず、コンテンツにアクセスすることが、とても複雑であり全く使えないことが原因で、該当コンテンツをまともに活用できないユーザーと、そうでないユーザーとの間に2次情報格差が発生している。この2次情報格差において、不利な立場に立

っているユーザーが、障害者と高齢者なのである。

II. 障害者と高齢者が受けているウェブアクセシビリティ関連の問題点及び誤解

今日、私たちは障害者、高齢者のウェブを通じた情報利用率のみならず、ウェブを通じた購買力もまた急増していることを体感している。しかし、実際彼らはウェブを通して情報や知識にアクセスしたり活用したり、商品を購入するなどの活動をするのに、かなりの困難さを感じている。このようなウェブアクセシビリティの問題により、最も深刻に影響を受ける視覚、聴覚、肢体障害者や、高齢者が感じている代表的な問題点をいくつか例にあげると次のようである。

まず、全盲や弱視のような視覚障害者だけでなく、難読症のような学習障害を持った障害者の場合、ウェブ標準やウェブアクセシビリティの指針を遵守せずに、無闇に視覚化されている資料 (例：フラッシュファイル、イメージ) に対してアクセスが全く不可能か、非常に困難である。多くの視覚障害者はウェブコンテンツにアクセスするため、ウェブコンテンツを音声で朗読してくれる画面朗読プログラムを活用する。この画面朗読プログラムはHTMLコード化されたテキストを読みあげてくれる。イメージの場合、alt タグ (tag) へ代替テキストが与えられた場合、これを朗読してくれることによって、視覚障害者や難読症のような学習障害を持つ障害者たちが該当内容にアクセスできるようサポートする。しかし、何のaltタグも与えられていなければ、プログラムによって、該当のイメージを何の反応もせずに、素通りし、あるい

は単純に何の意味もないファイルの題目だけを読むにとどまり、彼らは全くアクセスすることができないこととなってしまいます。これにより該当イメージが重要な内容もしくは意味を持つ場合は、それを知ることができないのである。

特に、我が国（韓国）の場合、アメリカやイギリス、カナダ、日本とは違い、フラッシュファイルのような視覚的（ビジュアル）なイメージを使い過ぎの印象を与えるほど使用している。一言で言うとウェブページをフラッシュファイルでぐるぐる巻きにしているのである。むろん、最近、このようなファイルを製作している著作プログラムのウェブ（authoring program）アクセシビリティのみならず、このファイル进行处理のための画面朗読プログラムも改善されてきたが、相変わらず、該当ファイルへのアクセシビリティはテキストファイルへのアクセシビリティよりはるかに劣るのが現状である。合わせて、色盲や色弱の視覚障害者の場合、視覚的（ビジュアル）なイメージに重要な情報を込めている場合、特定の内容を正確に識別しきれない状況をももたらす。

2番目に、聴覚障害者の場合、適切な字幕（caption）や手話、テキストファイルが与えられない場合、音楽ファイルや動画のようなファイルへのアクセスは不可能だ。特に最近、公共機関や地方自治団体、民間企業などの場合、ホームページに少なくとも1つか2つの映像と場合によっては、UCC（User Created Contents）コンテンツを搭載している。しかし、このようなコンテンツの多くは字幕などを提供していない。その結果、聴覚障害者は人との手話などの別の方法を通じて伝えてくれない限り、該当コンテンツへはアクセスし活用できないのである。

3番目に、肢体障害者、特に指や手首を自由に使えない上肢障害者の場合、マウスを使ったり、タイピングができなかったりなど不自由なため、画面をナビゲーションさせたり、パスワードを入力するといった特定の操作を制限時間内に入力するのに大変苦労するのである。合わせて、手揺れの症状が深刻な障害者や高齢者の場合、マウスを動かしてタイピングすることもできるが、非常に小さいボタンをクリックする、非常に制限された時間内に情報を入力するなどの操作をすることは

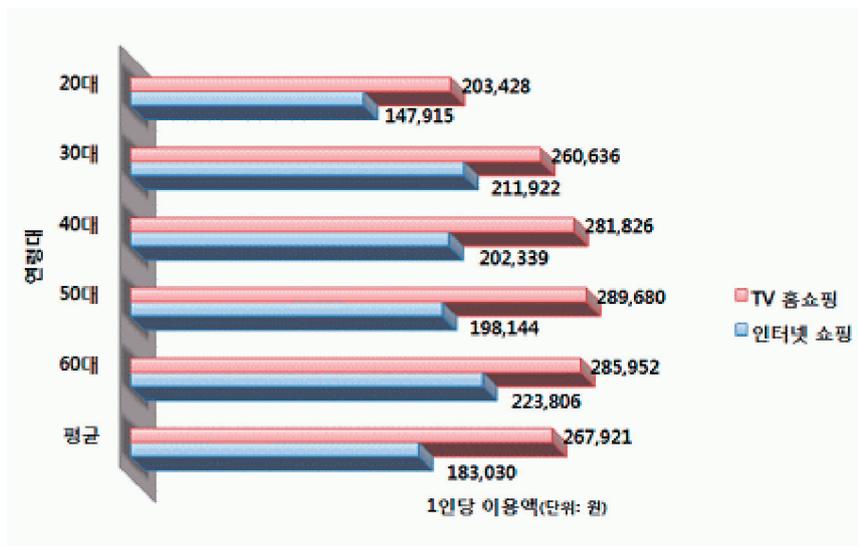
大変困難である。

一方、ウェブアクセシビリティと関連し、ウェブコンテンツの設計者や提供者だけでなく、健常者らが思っている代表的な誤解事例をいくつか挙げてみる。

まず、ウェブコンテンツ設計者や提供者、健常者らの多くはウェブアクセシビリティを提供することが、特定対象者、すなわち障害者や高齢者だけを考慮したものであれば良いと認識している。しかし、実際ウェブアクセシビリティは障害者や高齢者だけのものではなく、健常者もその恩恵を相当受けている。例えば、自動扉や傾斜路が最初は、肢体障害者のためのものだったが、実際は、両手に重いものを下げている場合、手で扉を開けられなかったり、乳母車を押したりという健常者の方がずっと多く利用しているのと同じく、地下鉄のような騒々しいところでウェブを通じて動画コンテンツをみる健常者らにも非常に効果的な情報伝達方法として活用されている。また「高齢者や妊婦のためのシルバー席は未来の皆さんのための予約席」といった公共広告のように、今からウェブアクセシビリティを考慮しコンテンツを開発・提供すれば、我々自身が高齢者になった時、われわれもまた恩恵を授かるだろう。よって、現在のアクセシビリティ性を遵守したウェブコンテンツの開発・提供は未来の我々が利用するであろう「事前予約コンテンツ」といえよう。

4番目に、ウェブコンテンツの設計者や提供者らは、障害者や高齢者はウェブをほとんど使用しない、かつ、自分たちの主要事業対象ではないと考えている。しかし、障害者や高齢者に対する各種パソコンやウェブ活用実態調査結果によれば、障害者や高齢者のうち、相当数がウェブを利用し、情報や日常生活関連のことに接したり、利用したりしている。実際に、「オンラインショッピング老ティズンは大顧客」（ここで「老ティズン」とはネティズンにかけた言葉である）と言われるほどこの層の購買力は大変大きいと報道されている。

その結果、これらを対象にウェブを通じた通信



出所：毎日経済新聞、2006.9.14日付の内容をアレンジしたもの
 (赤：TVホームショッピング、青：インターネットショッピング)
 縦：年齢(20代、30代、40代、50代、60代、平均)
 横：一人当たり利用額(単位はウォン)
 〈年齢代別1人当たりTVとオンラインを通じたショッピング利用額〉

販売(通販)をしている民間企業の数も急増している。しかし、高齢者が特定企業の商品購入などに関連したウェブコンテンツへのアクセスが不便だったり不可能だったりすると、彼らは、これ以上、該当企業のウェブページには入らないだろうし、これは、最終的に企業にとって不利益になるだろう。公共機関にもまた、これに似た現象が起こる。もちろん、公共機関の特性上、利潤を追求することは許されないが、公共サービス利用の不便は障害者や高齢者の不満の声を呼び起こし、極端な場合は、訴訟にまで発展し、経済的・法律的混乱をもたらすこともありうる。

なお、最近発表されたEU報告書(Commission of the European Communities, 2008)によると、インターネットを通じた電子政府利用時1回あたり69分の時間節減と約32,000ウォン(1ユーロ1,800ウォン基準)の節減効果がある。ウェブアクセシビリティの改善のための追加費用が2%から30%程度までの範囲で発生するが、情報脆弱階層のうち20%だけがウェブを活用したとしても、年間約1兆5千億ウォンの費用節減効果が発生すると推定される。このことから、政府や公共機関、民間企業などでウェブアクセシビリティの遵守による派生効

果が大変大きいことを端的に示す例と言えよう。

5番目に、ウェブコンテンツ設計者や提供者はウェブアクセシビリティを考慮したウェブコンテンツの開発が難しいだけでなく、財政的損失も大きいと誤解している。もちろん、ウェブアクセシビリティを遵守したウェブコンテンツを開発するためには、ある程度の技術的な理解が必要であり、EU報告書でも言及されているように、2%から30%くらいまでの時間的・財政的追加費用が発生するのは事実である。しかし、代表的なウェブアクセシビリティの違反事例を調べてみると非常に特殊な場合を除いては、大半の場合、特別な技術が必要とせず、時間的・財政的にもさほど負担にはならないことが分かる。

例えば、最も代表的なウェブアクセシビリティの違反事例の1つにテキストでないコンテンツに対する代替テキストを提供することは、設計者や開発者がほんの少しの注意を注げば、別途の技術習得なしに十分遵守できるだろう。時間的・財政的側面もまた、ウェブアクセシビリティを正しく遵守しなかったことによって発生する法律的損失などを勘案すると、これもまた大きいとはいえない。

このような代表例がアメリカの有名な小売業

のターゲット (Target) と米国視覚障害連合会 (National Federation of the Blind : NFB) 間のウェブアクセシビリティ関連訴訟事件である。この事件はターゲット (Target) のオンラインサイトが代替テキストを提供せず、キーボード操作だけでは購買が不可能だったことなど、ウェブアクセシビリティを遵守しなかったため、米国障害者法 (ADA : Americans with Disabilities Act) を違反したとの理由で訴えられたケースで、裁判所は2008年8月27日ターゲット (Target) に6百万ドル (60億ウォン) を支払うよう最終判決した。

我が国 (韓国) の場合も2008年4月11日から施行された「障害者差別禁止及び権利救済などに関する法律」 (以下 : 障差法) 第21条及び同法施行令第14条により、公共及び民間ウェブサイトに対するウェブアクセシビリティの遵守を段階別に義務

化している (〈表1〉参照)。本法律と施行令によると、ウェブアクセシビリティを遵守しないサイトに対して障害者及び関連者の苦情がある場合、国家人権委員会は調査を通して是正勧告 (是正勧告不履行時、法務部が是正命令、不履行時過怠料) を科すことができ、苦情人はまた、民事上損害に対し裁判所に損害賠償を請求できるだけでなく、司法機関に告発措置をし、刑事上責任を問うことができる。是正命令不履行時、3千万ウォン以下の過怠料 (障差法第50条) と差別行為が悪意的な場合 (故意性、持続/反復性等を考慮) は、3年以下の懲役または3千万ウォン以下の罰金 (障差法第49条) を払わねばならない。

〈表1〉 障差法の段階的適用範囲

行為者/機関	公共機関	教育機関 (責任者)	医療機関	福祉施設	文化芸術体育	民間事業場 労働組合
1年以内 (09年)	●公共機関	●国・公・私立特殊学校 ●特殊学級が設置された国・公立学校 ●障害全担保育施設	●総合病院	●社会福祉施設 (社会福祉館等) ●障害福祉施設 (療養・リハビリ施設等)		●勤労者300人以上
2年以内 (10年)					●国立文化芸術団体、博物館、美術館 ●国立中央図書館、公共図書館	
3年以内 (11年)		●国公立幼稚園 ●小・中・公、大学 ●保育施設 (100人以上)		●一般病院、歯科、漢方病院 (入院30人以上)		●勤労者 100~300人
4年以内 (12年)					●民間総合公演場	
5年以内 (13年)		●私立幼稚園 ●生涯教育施設、研修機関 ●職業訓練機関 ●保育施設 (100人以上)	●その他 病院 (入院30人以下)		●体育関連行為者	●勤労者 30~100人
7年以内 (15年)					●民間総合公演場および小公演場 (300席未満) ●映画館 (300席未満) ●私立博物館・美術館	

出所 : 保健福祉家族部

前述した障差法遵守の一環として、民間企業や公共機関などは健常者のための視覚的ホームページの他に、視覚障害者専用ホームページの提供や、該当ホームページにTTS (Text-to-Speech) プログラムを設置している。これについては、ウェブ標準とウェブアクセシビリティ関連の各種ガイドラインを制定・勧告している国際的な機構のW3C (World Wide Web Consortium) だけでなく、2005年12月21日に制定された韓国情報通信標準である「インターネットウェブコンテンツアクセシビリティの指針 (Internet Web Contents Accessibility Guideline)」にも沿った内容となっている。これら2つの指針に沿って対応しなければ、ウェブアクセシビリティを遵守したとは言えない。

視覚障害者専用ホームページの場合、一般的に非障害者のためのビジュアルなホームページも同時に開発・管理しなければならないため、維持・開発費用がかさむ。また何よりも重要で深刻な問題は、この二つのホームページの内容が同じでないことである。すなわち、視覚障害者専用のホームページの主要利用者と言える障害者や高齢者は、健常者とは全く異なる内容か、それとも古い内容にアクセスし活用していることになる。

TTSにおいても同様である。TTSは画面朗読プログラムで、ウェブページにある内容を音声で読み上げてくれるプログラムである。この特性だけを見ると、TTSを提供することは視覚障害者がウェブコンテンツへアクセスするのに、相当有効であることが分かる。しかし、大半の視覚障害者はすでに自身の身体的条件などに合わせた画面朗読プログラムがインストールされたパソコンを持っていることから、自分自身のパソコンを活用し、ウェブコンテンツへアクセスしている。ここで問題となるのは、使用者環境に合わせて設定されたパソコンと特定ウェブサイトより提供されたTTSの間に衝突を起こすことにある。これにより、パーソナル環境設定済みのパソコンを使用する障害者は相当困難な目に合っている。とはいえ、「TTSを使用するな」とのことではない。余力があれば該当機能を活性化し、使用できるように提供することが望ましい。しかし、大半の企業では、単純にTTSだけを設置したことで、ウェブアクセシビリティを遵守したと主張するが、それは正しくなく、TTSを活用できるような「追加オプション」を提供する場合であっても、ウェブコンテンツをウェブ標準やウェブアクセシビリティ指針に従って開発・提供しなければならない。

Ⅲ. ウェブアクセシビリティ遵守のための具体的な実践方案

ではウェブアクセシビリティをどのように遵守するのか？中央及び地方自治体のような公共機関ばかりでなく、民間企業などでも実行できる具体的なウェブアクセシビリティの遵守実践方案を大きく2つ挙げると次のようである。

第1に、そして何よりも重要なことは、全体構成員、特にCEOとウェブコンテンツ設計者や開発者を対象にウェブアクセシビリティに対する認識の向上を図らねばならない。筆者の経験上、CEOやウェブコンテンツ設計者や開発者のウェブアクセシビリティに対する正しい認識なくして、どんな後続措置を講じてもその実効性は薄かった。よって、何よりもまずこの人々を対象にウェブアクセシビリティというのは何か、どうしてそれを遵守せねばならないのかなどの認識向上の方案を講じ、実行する必要がある。付け加えるとCEOの場合、ウェブアクセシビリティの遵守のための組織内の政策を設定・運営し、これの遵守がされているかを持続的に点検する必要がある。

第2に、国内外のウェブ標準とウェブアクセシビリティ関連諸般法律および指針などを徹底的に遵守し、ウェブコンテンツを開発すべきである。我が国（韓国）の場合、前述したように、2008年4月11日より障差法第21条及び同法施行令第14条に則り、すべてのウェブコンテンツは段階的に（〈表1〉参照）アクセシビリティを遵守しなければならない。なお、米国、英国、日本などを含めた大勢の国では既にウェブアクセシビリティ関連法律や指針を提供・公布し、遵守を促している。今後、我が国（韓国）においては、組織の性格やサービスの範囲などを考慮し、国内外法を徹底して遵守し、ウェブコンテンツを開発しなければならない。このとき参考に値する代表的指針としては、W3CのWCAG (Web Contents Accessibility Guideline) 1.0、2.0と「インターネットウェブコンテンツアクセシビリティ指針」が挙げられる。（この指針らは〈図2〉と〈図3〉の両サイトを通じて得ることができる）。

これらのサイトでは、指針に対する説明と一緒に該当指針を遵守するための技術的サポート、あるいは制作技法などを詳細に説明してくれている。特に、我が国（韓国）の場合、行政安全部傘下韓国情報文化振興院で運営しているウェブアクセシビリティ研究所 (<http://www.wah.or.kr/>) は、

ネットにおける実名公開のススメ

ネットモラル向上のために

財団法人ハイパーネットワーク社会研究所

主任研究員 菊池 達哉

実名公開を嫌うニッポン

ネット上でコミュニケーションを行う場合、実名を使うことが好まれず、匿名を使う風潮が日本には多い。古くはインターネットが普及する以前のパソコン通信の時代まで遡るものであり、それが今でも根付いている。

現在において、海外との違いを端的に表す例がSNS (Social Networking Service) の特徴にある。ミクシィ (<http://mixi.jp>) は日本で最も普及しているSNSであるが、当初、ミクシィは実名の使用を推奨していた。しかし、利用者の苦情や反発によりこれを取り下げ、現在では匿名での利用が可能となっている。

一方、アメリカを中心に世界的に普及（現時点で世界第2位）しているSNSの1つに、Facebook (<http://www.facebook.com>) がある。これは、実名の使用を前提にしており、匿名（ハンドル名）の概念すら存在しない。（※ただし、実名を確認できる手段はない。また、ハンドル名の代わりにシステム上のIDがある）。Facebookは、実世界のリアルな付き合いを、そのままネット上に実現することを目的にしたSNSである（※実名を使うと、より知人と繋がる可能性がある仕組みを提供している）。このFacebookも2008年5月に日本語対応し、日本でも本格的に運用をはじめたが、現時点では、それほど普及していない。海外に比べて日本で普及してない原因の1つは、実名の使用があると考えられている。

なぜ、日本では、これほどまでにネットでの実名使用を避けるのであろうか？

本文では、ネット上での匿名利用の場合と実名利用の場合のコミュニケーションについて比較し

て考察し、実名利用によるコミュニケーションのススメについてまとめる。

実名公開は危険なのか!?

日本では、ネット上に実名を公開するのは危険な行為と言われることが多い。実名を公開した場合、個人を特定される恐れがある、そして、それによって被害が及ぶ可能性があることが懸念されている。ほんとにそうなのだろうか？これらについて、匿名と実名の特徴を以下の表にまとめてみた。

	匿名	実名
表記方法	戸籍に登録できないような文字を使うことができる（英字、数字、記号など）。	日本の場合、姓と名から構成される。戸籍に登録できるものであること。姓は家系から引き継ぐ。
自己の秘匿性	自己を隠すことができるように思える。	個人を特定される情報になる可能性がある。
変更	複数の匿名を使うことができる。	実名は唯一のものであり、基本的に変更不可。
誹謗中傷被害	起こりえる。	起こりえる。
物理的な被害	個人が特定されれば、あり得る。	個人が特定されれば、あり得る。

上記の表からも、匿名よりも実名の方にリスクがあるように見える。しかし、これは個人を特定する可能性が匿名に比べて高いということだけである。実際には、実名だけで個人を特定するのは難しく、複数の個人情報を組み合わせることで特定されることがほとんどである。これは、実名を公開しても、それ以外の個人情報の公開を控えれ

ば個人を特定される可能性は少なく、逆に、匿名であっても、その他の個人情報を公開すれば個人を特定される可能性があることを意味する。つまり、実名を公開すること、すなわち、即危険であるということに直結しないと見える。

では、なぜこのような風潮になったのか。その1つは、過剰反応ではないかと考えている。つまり、実名を公開することの負の側面だけを強調して、「個人が特定されやすい、だから危険だ」という安易な考えに過剰に反対したからではないかと考えている。

もう1つの原因として、未然防止の考え方がある。日本では問題が起こらないように未然に防ぐことに重点を置く傾向が強い。この傾向のため、実名公開が将来の危険性に発展する可能性があると思われ、実名を公開すべきでないという風潮になっていると考えている。

上記の対応は、ネットの初心者に対しては有効である。しかし、ネットに慣れてきた段階では、次のステップ（後述する実名公開のススメ）を示した方が良いと考えている。

実名公開実験から明らかになったこと

実名を公開することによる影響を評価するために、私の実名をネットに公開してコミュニケーションを行ってみた。公開した場所は、個人ブログやTwitterなどのソーシャルメディア（10個前後）である。公開して半年ほど経過したが、現時点までに特に不利益を被っておらず、むしろ利益の方が（今のところ）多い。具体的には、ネットや実世界で友人が増え、活発にコミュニケーションをする機会がオンライン・オフラインともに増えた。人の輪が急速に広がり、多くの人から情報を得ているということを実感している。

なぜ、このような結果になったかを考察してみると、やはり、実名を公開することで、自分という人間を明らかにした点にあると思う。これが、相手に安心感を与え、好印象につながったのではないかと考えている。また、実名以外に公開した個人情報（所属や学歴など）もさらに安心感に寄与したと考えられる。

さらに、実名を公開することによって自分に変

化があらわれた。それは、責任のあるアウトプットをするように心掛けるようになり、相手の気持ちを考えて安易な発言は控えるようになったことである。

しかし、当初、実名をネットに公開することは、何が起こるか分からない等、分からないことに対する不安感で怖かった。実名を公開する行為は、それ相応の覚悟が必要であることも理解できた。

実名公開のススメ

ネットで匿名を使う利点は、ある意味でネット上での安心・安全だと言える。自分の正体（地位や立場）を隠すことにより、様々な発言や意見が可能になり、普段、口に出せないことも言い易くなる。これは、“匿名の上の平等”であり、“実世界の弱者の味方”ともいえる。この点においては、匿名は有効な利用方法である。

しかし、自由な発言や意見が限度を超えると、しばしば、誹謗中傷などが起こりやすく、ネットが荒れる結果を招く。このように、匿名は人の負の側面が出やすい点を併せ持っている。

ここで提案（ススメ）であるが、このような荒れるネットを快く思わない、そして、意識が高くリテラシーを持つ人たちは、ぜひ、実名を公開し、自分の考えや意見をアウトプットして欲しい。実名を公開することで、己の覚悟を決め、自分の存在を明らかにし、責任のある発言をして欲しい。責任のある発言をすることで、匿名の時よりアウトプットやその人自身も評価される可能性が高く、考えに同意してくれる人や、実際に助けてくれる人も登場するのではないかと期待している。このように、実名公開による責任のある発言によって、ネットのモラルは徐々に育成され、同じ意識や自覚をもった人達も実名公開に賛同すると信じている。

ネット残念論が囁かれる昨今、より良いネット社会を目指して、実名による自身の存在を明らかにしたコミュニケーションという次の一步を踏み出しても良い時期だと思っている。

ネットあんしんセンター開設!

財団法人ハイパーネットワーク社会研究所

研究コーディネーター 松山 啓介

財団法人ハイパーネットワーク社会研究所では、大分県安心できるIT利活用推進事業を受託し、平成21年6月1日より『ネットあんしんセンター』を開設いたしました。

インターネットが普及した現在、ウイルスや不正アクセス、情報漏洩などの脅威にさらされる危険は、組織や個人にとって重大な損失に繋がる可能性があります。

そこで『ネットあんしんセンター』では、県民がITを安心・安全に利用していくために、「地域において何が必要とされているのか? 地域でどう取り組まねばならないのか?」を実証すべく、地域の実情に合った相談センターを目指して次の3つの業務を行います。

1 相談窓口

『ネットあんしんセンター』では、パソコンや携帯電話を使ったインターネットの利用時に発生する情報モラルや情報セキュリティに関する相談に応じます。

《対象となる相談内容》

コンピュータウイルスの被害、個人情報の漏洩、ワンクリック詐欺、架空請求、掲示板の書き込みによる誹謗中傷・名誉毀損、出会い系サイトの利用によるトラブルといった、職場や家庭でのインターネットや携帯電話を利用する際のご相談に応じます。お気軽にお問い合わせ下さい。

なお、一般的なパソコン操作についてのご相談は取り扱っておりませんので、ご了承下さい。

《対象となる方》

職場や家庭でインターネットを利用する際に、情



報モラルや情報セキュリティ対策について実際に困ったり、悩んでいる方。また、その対応についてご相談したい方。

《相談方法》

専任の相談員がメールや電話、または窓口にて直接対応いたします。

メールによるご相談は随時受付、電話および窓口対応は月曜日から金曜日（祝日を除く）の10:00~17:00となっております。

相談窓口

メールアドレス：center@hyper.or.jp

電話番号：097-533-4155

FAX番号：097-537-8820

相談の流れ

- ① お名前、年齢、性別、ご連絡先、ご所属をお聞かせ下さい。
- ② ご相談内容をお知らせ下さい。
- ③ センター相談員がお答えします。

※メールでご相談される場合は、上記①②をメール本文に明記して下さい。

※少々お時間を頂いて再度ご連絡させて頂く場合があります。

※携帯電話からのメール相談につきましては、センターからの折り返し返信のため、「hyper.or.jp」からのドメイン受信設定が必要です。
 ※ご相談内容に応じては、さらに適切な連携機関へのご紹介を行います。

2 セキュリティ講習会の開催

大分県内に広く普及啓発を行うため、18市町村に対して、情報セキュリティ対策の基本、身につけるべき情報モラルの講習会を開催します。

対象となる方は主に、中小企業経営者や管理者、セキュリティ担当者、県内市町村、地域の商工会議所担当者となります。

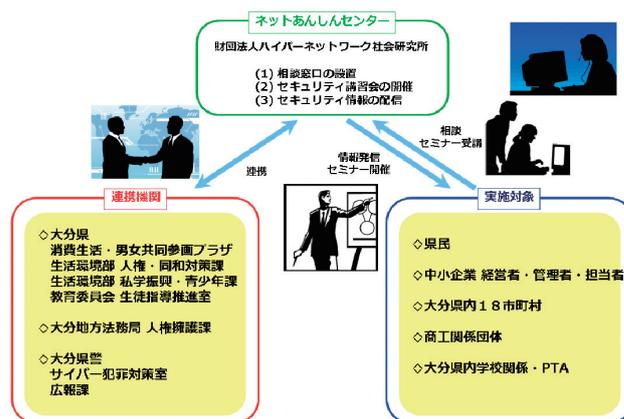
第一弾として、去る平成21年7月17日（金）に「おおいたネットあんしんセミナー」を大分市のソフィアホール（大分第2ソフィアプラザビル2階）にて開催し、出演者を含めて総勢89名のご参加をいただき、盛況のうちに終了しました。

今回のセミナーは、ネットあんしんセンターオープニングも兼ねて、『ネットあんしんセンター開設!地域のセキュリティUPを考える～こうすればできる!情報モラル確立への効果的な取り組み～』と題して、ますます深刻化しているウイルスや不正アクセス、情報漏洩など、近年のネットの問題に対する、情報モラルや情報セキュリティの現状と今後の課題、地域での取り組みについて、具体的事例をあげてご紹介しました。

また、パネルディスカッションでは、ネット先進社会である韓国のセキュリティ状況のご紹介、経営者にどう理解してもらおうかといった、中小企業のセキュリティ対策のポイントなどについて広く意見をいただきました。



ネットあんしんセンター イメージ図



3 セキュリティ情報の配信

メーリングリストやインターネット等を通して、緊急情報や情報モラル・情報セキュリティ対策に関する基本知識を分かり易く発信します。また相談窓口に寄せられた内容を分析してフィードバックします。

◆ 緊急情報

マイクロソフトやIPA、SPREADなどから発表される緊急情報（緊急に行なうべきマイクロソフトアップデートやウイルス対策など）を配信します。

◆ 情報モラルに関する基本知識

メールのマナーや掲示板などへの書き込みで気をつけることから、ネット上の誹謗中傷や名誉毀損に繋がるようなトラブル（こどものネットいじめなど）などの情報モラルに関する基本知識や問題と対策などの情報を配信します。

◆ 情報セキュリティ対策の基本知識

コンピュータウイルス対策やマイクロソフトアップデートの方法など、セキュリティ対策の基本知識や、最新の情報セキュリティ動向、事象問題に関する解説などの情報を配信します。

今後は県民の皆様から寄せられたご意見や事例をフィードバックさせ、さらに地域の実情に合った相談センターとして、ステップアップするよう努めて参ります。

第60回ハイパーフォーラム

プログラム

- | | | |
|-------|------|--|
| 13:00 | 開会挨拶 | 山戸 康弘 (大分県 商工労働部 情報政策課長) |
| 13:10 | 講演 1 | <p>「Twitterが拓く未来」～多くの“つぶやき”が世界を変える～</p> <p>講師：高木 裕 (株式会社DGインキュベーション海外投資事業部プロデューサー)</p> <p>内容：Twitterの魅力やその使い方を紹介し、新コミュニケーションサービスとしての可能性についてビジネスや地域での活用事例などを交え解説。</p> |
| 14:40 | 講演 2 | <p>「次世代スマートフォンがもたらすリアル×ソーシャルメディアの可能性」</p> <p>講師：林 信行 (ITジャーナリスト&コンサルタント)</p> <p>内容：スマートフォンをはじめとする携帯端末の最新動向からソーシャルメディアとの組み合わせが作り出す新たなライフスタイルやビジネス展望について紹介。</p> |
| 16:20 | 発表 | <p>「地域からみたソーシャルメディア」</p> <p>発表者：菊池 達哉 (財団法人ハイパーネットワーク社会研究所 主任研究員)</p> <p>内容：2つの講演内容を掘り下げるとともに、ソーシャルメディアを使った地域活性化の取組などを提案。</p> |
| 16:50 | 閉会挨拶 | 宇津宮 孝一 (財団法人ハイパーネットワーク社会研究所 所長) |

去る7月24日、「ソーシャルメディアが築く新たなライフスタイル～台頭する新生メディアの可能性を探る～」と題して、第60回のハイパーフォーラムをソフィアホールにて、開催しました。今回は通常の広報手法に加えて、新しいソーシャルメディアと言われるツイッター（講演のひとつにもなっている）によるお知らせを試みました。おかげで当日は活況を呈して、事前申込98名に対して96名の参加者でした。大分県外からの参加者も多く、質問や意見交換も活発に行われました。

フォーラムでは、ソーシャルメディアとは何か？スマートフォンで何ができるのか？またビジネスや地域活動にどのような可能性をもたらすのか？その変遷や全体像、具体的な利用方法について紹介しました。まだツイッターやiPhoneを使ったことがない聴衆の方々へは刺激のある普及啓発活動になったのではないかと思います。ハイパー研で

は、今年度から、ほぼ毎週「ソーシャルメディア研究会」を開催していることもあり、その発展形としての議論へもつながりました。

またUstreamと呼ばれる無料のストリーミング動画配信サービスによる中継放送や、ツイッターにおいて「tsudaる技術」と呼ばれるコメントによる実況中継を行いました。

(文責：青木栄二)



「インターネットと人権」

～ネット社会のモラル教育～

県では、平成20年7月に「人権に関する県民意識調査」を実施しました。その中には、「インターネットの中で行われていることで人権上問題があると思われることを選んでください」という設問がありました。その結果は、「他人を誹謗中傷する表現を掲載する」が72.4%と一番多く、「差別を助長する表現を掲載する」も37.1%の県民の方が問題があるとしています。これは、多くの県民が実際に起きているネット上の人権侵害事例を敏感に感じ取っている結果ではないでしょうか。

ところで、今のインターネット社会は、車が普及し始めた時期に似ていると言われます。立派な道路が整備され、折からの高度経済成長期と重なり急速に自動車が普及していったものの十分な交通安全教育がされないまま「これは便利で楽しい」と誰もが車で出かけるようになってしまいました。その結果、「交通戦争」と呼ばれるほどの交通事故死者を出した時代を経て、今ではドライバーも歩行者も、「車は急に止まれない」といったことが、徹底して身についています。子どもの頃から交通安全教育をしっかりを受けていると、大人になって免許を取ったときに「違反切符を切られるから」ではなく、自然に安全確認や一旦停止などの安全運転ができるものです。現在のネット社会を振り返ると、現実と虚構が混在するなどネットコミュニケーションにはどんな特徴があるのか、どんな罠に陥りやすいのかといった「ネット教育」が徹底していないようです。

県民意識調査の結果から分かるように、多くの県民がネット上における誹謗中傷や差別の書き込みは人権侵害と感じています。では、なぜ、ネット上では誹謗中傷などの悪口を言いやすく、攻撃的になるのでしょうか。その一つの要因は「匿名性」です。人間は顔や名前が見えなくなるとひどいことをするというのは、社会心理学者の研究により確かめられ

ています。普段は礼儀正しくおとなしいのに、車に乗ると運転の仕方も言葉遣いも乱暴になる人がいます。路上を行き交う自動車の運転手が誰かなんて分かりません。そのうえ車という鉄の鎧を着ているわけですから強気になって「どけどけ」とばかりに運転してしまうのです。ネットでも同じで、匿名だと普通は口にできないような差別的な書込をし、人を傷つけ、時には人権侵害や名誉毀損にあたることをしてしまうのです。

自動車も出てきた頃はいろいろなトラブルや事故を起こしました。でも今さら自動車なしの社会には戻れません。インターネットもそうです。危険だからといって一生触らないというわけにはいきません。歩き始めたら交通安全教育を受けるのと同様に、パソコンを使い始める年齢になったら、「危ない、怖い」だけでなく、「便利で楽しい」ものだという含めてインターネットの特性や危険性について教育を行うことが必要です。



[本ページの内容に関するお問い合わせ先]

大分県生活環境部人権・同和対策課

TEL : 097-506-3175 FAX : 097-506-1751

E-Mail : a13700@pref.oita.lg.jp

発行：大分県（担当課：商工労働部情報政策課）

URL： <http://www.pref.oita.jp/>

編集：財団法人ハイパーネットワーク社会研究所（担当：下司）

URL： <http://www.hyper.or.jp/> e-mail： post@hyper.or.jp tel： 097-537-8180

〒870-0037 大分市東春日町51-6 大分第2ソフィアプラザビル4F